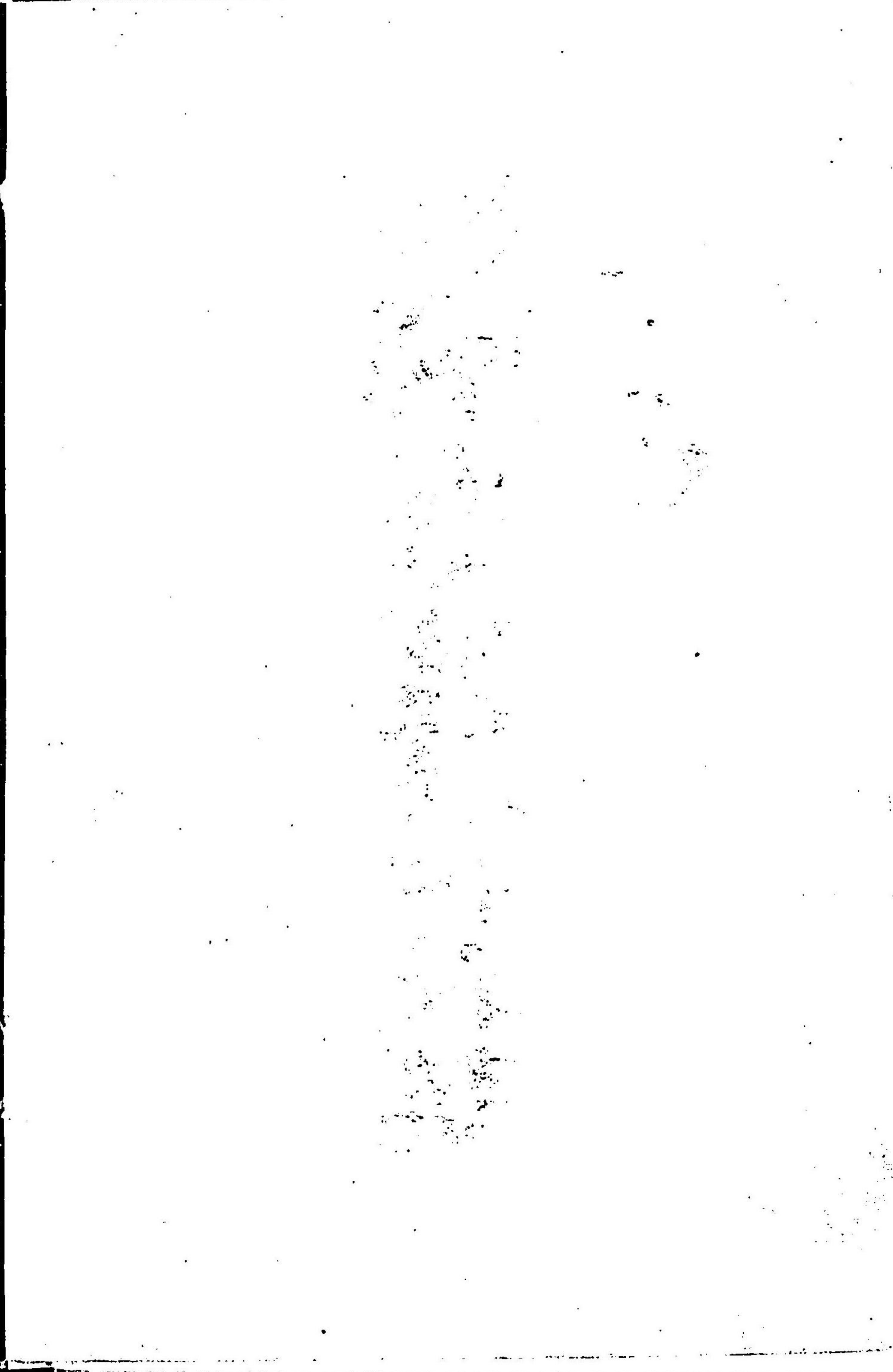
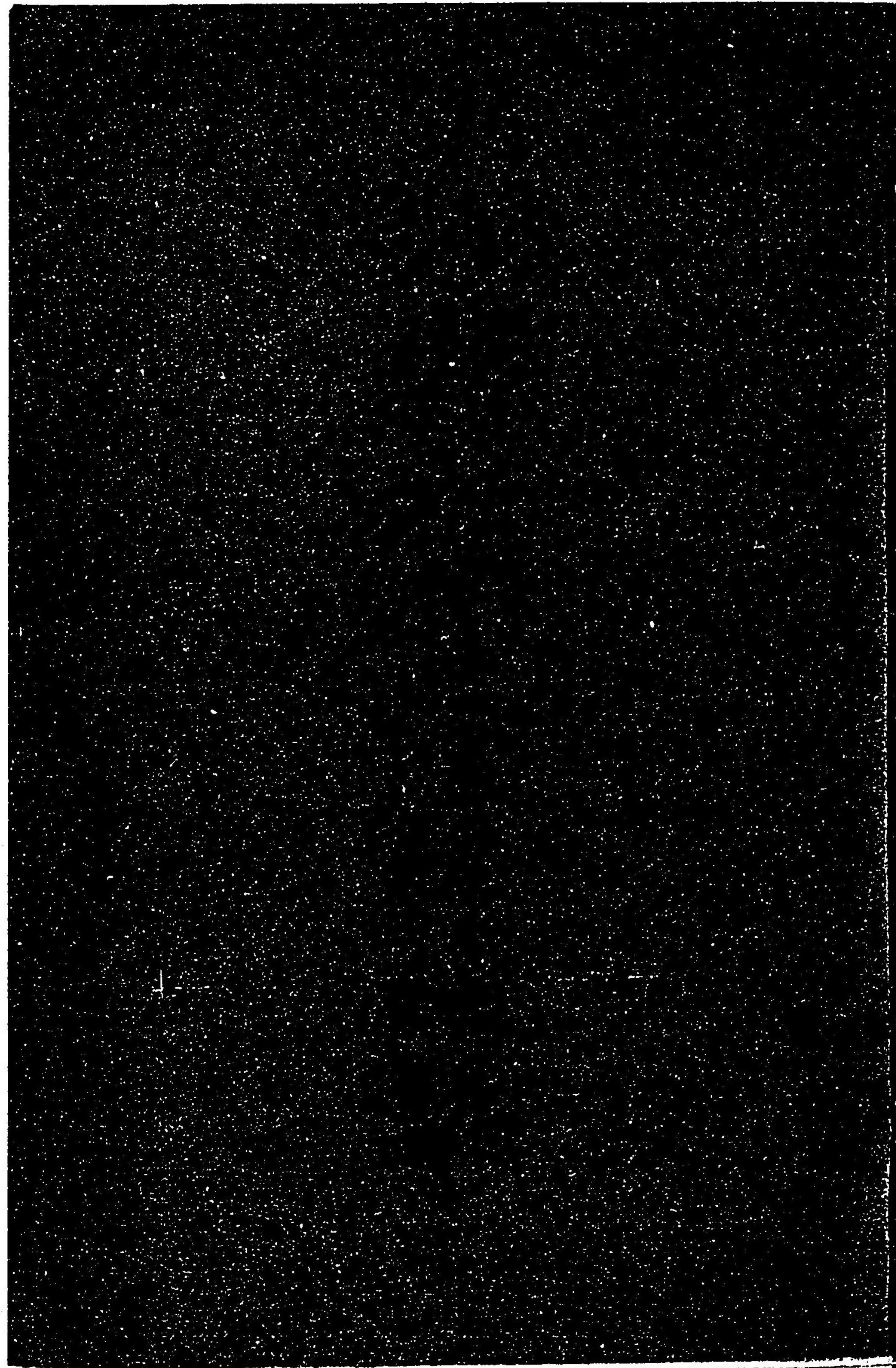


221
L
1105

能登
菅原神社誌

菅原神社
の
御
祭
神
は
天
照
大
神
と
天
孫
命
と
言
は
れ
し
と
す





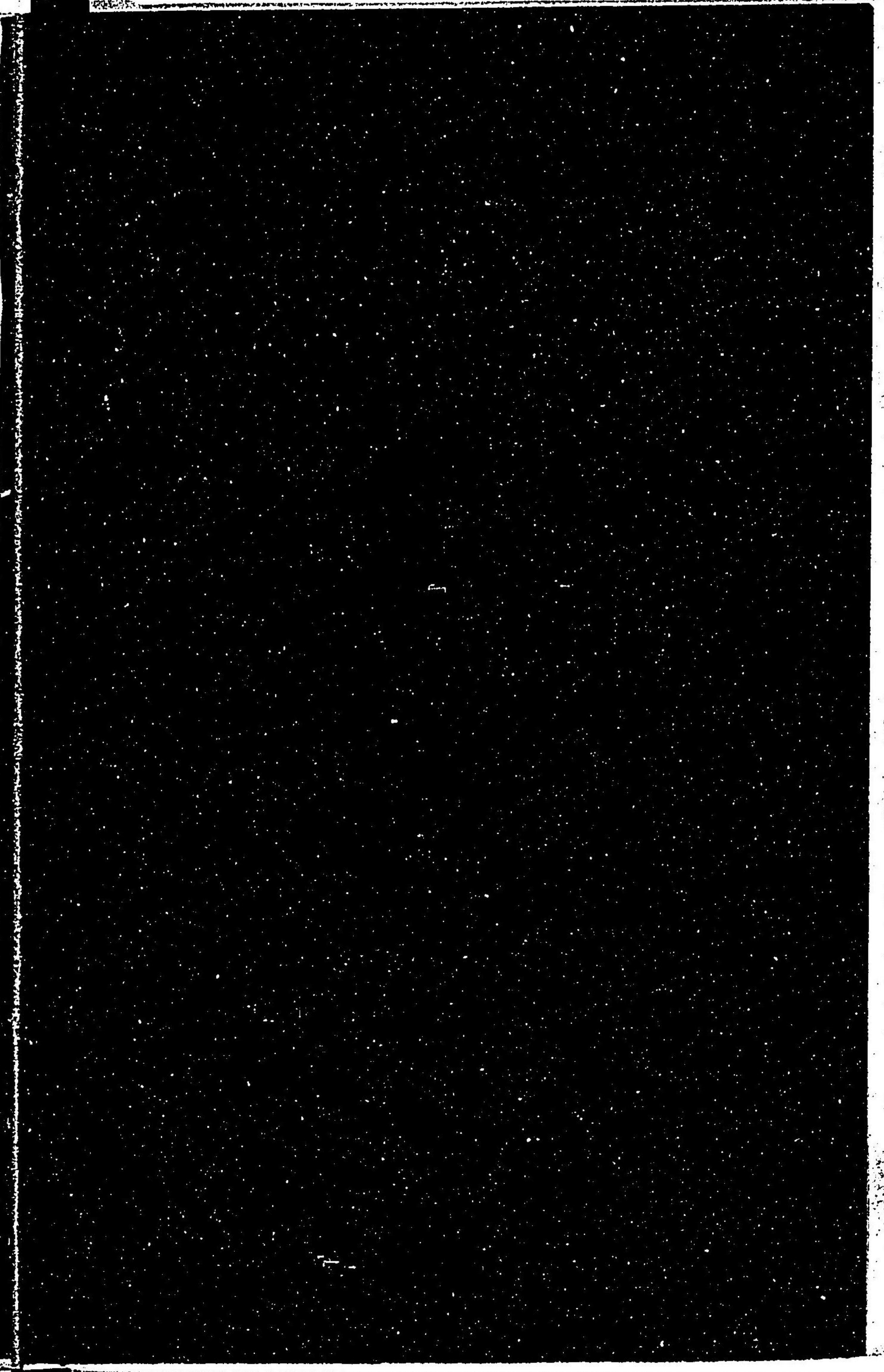
Handwritten text in a rectangular box, including a stamp at the top and three vertical lines of cursive script.



うすの

はたき

あま



徳光此羽咋那南邑知村有
 葦原神社之系乃其子之世の
 知新所乃之証地蹟之由なり
 三ノノ首々ノ人皆其家ノ系なり
 才之元始舊傳之古田乃利家卿
 心未累世此村新所乃之代々



女
 葦原氏神
 利覚

多かりしをなかに所へしたる一か
所かよ遊するも多し其地十あり
或も世に九月世方此地此社あり
以て郷社と列せられ同く二世の品
此三十時向と世に此年才と公此
三月一社あり此と知社と列せられ

此りされ此社あり此と此と
世に此と此と此と此と此と
此と世の人の此廣き此社此
此社を考りし此と此と此と此と
司考井原氏を此と此と此と此と
此と此と此と此と此と此と

此の母子の情は、
情を念にわたりて、
下すに、此の情を、
書つて、心を、
道に、此の情を、
三つとて、

古家の子守歌

昔も此の情を、

心から書かぬ

さかしの情

此の情の中

明治廿五年四月

能言其意会者譽云長
近世恒男爵奧村兼滿

六



敬中子
田

野見宿禰公



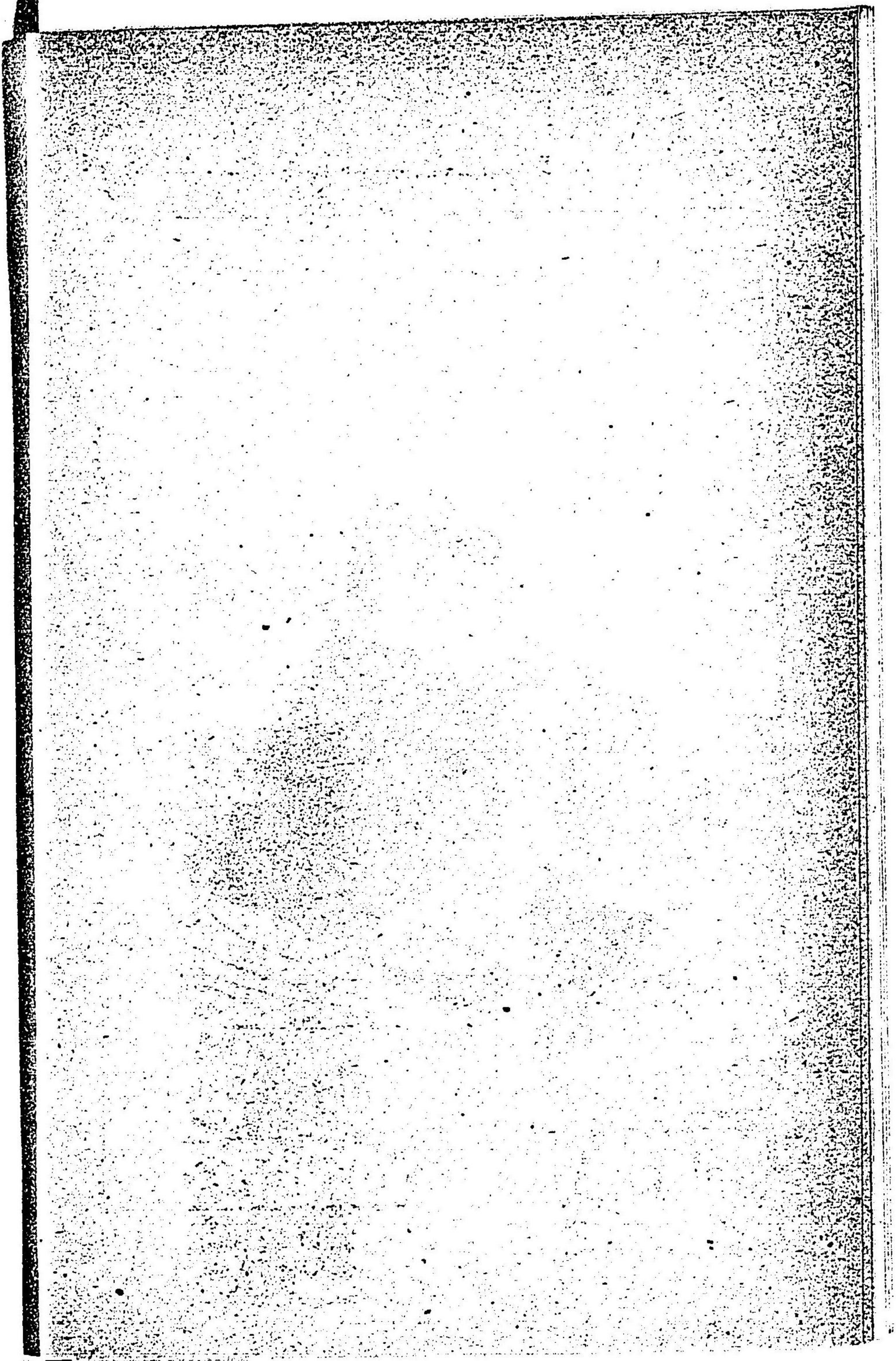
從七位源敬中謹画

菅原道真公



敬中借寫

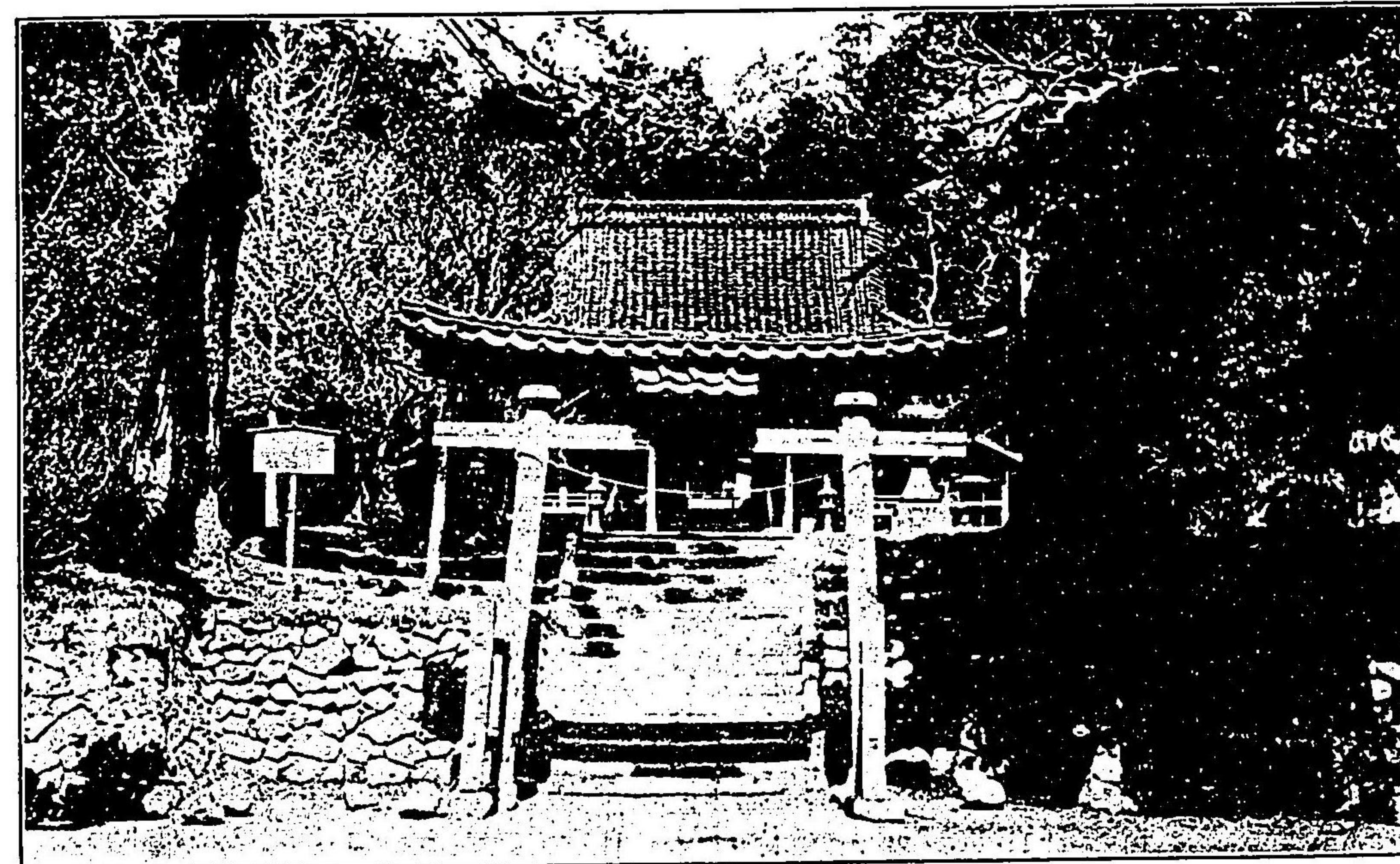
前田利家公



縣 菅 原 神 社



面 奥



面 前

菅原神社縁起

菅原神社は石川縣能登國羽咋郡菅原に鎮座す菅原
道真公を祀り相殿に應神天皇と武甕槌命とを祀る
創始遼遠今得て之を詳にする能はずと雖も舊記に
據るに往古は護國山菅原寺と號し野見宿禰を祀り
七堂皆備はりて伽藍の宏壯は地方に冠たりとぞ
天德四年今と距る九十一菅公の遺臣國武左官兼曾北野の四

人菅公の神託を承け。八月十三日神靈を京都北野より轉祀し。天満宮と號せり。能登名跡志、菅原雜記 既にして社僧漸く加はり。坊舎三十六棟を駢べ。叢を接へ。遂に歷朝の勅願所に定められ。社領百四十俵を賜はり。其五十俵を割きて。祠殿の修覆料に充て。又別當家へは各十五俵。神主家へは各十俵を賜はり。社地極めて廣く。一方の總社たり。後々屢々兵燹に罹りて。綸旨院宣盡く燒け。當時の事蹟復た詳ならず。社坊も亦漸く散亡す。

現に存するもの僅に遍照成喜暨ひ明專の三あるのみ。能登名跡志、羽 文明十八年今を距る百十五年 道興准后此地を過ぎ。本社に詣て。歌道の益々隆ならんことを禱れり。通國 天正八年今を距る百二十一年 織田右府命じて。前田利家卿暨ひ菅屋長頼福富義清をして。來りて能登の州事を知らしむ。卿因りて此地に館し。本社を崇めて朝夕必ず詣て。武運の愈々悠しからんことを祈られたり。本社の南に大納言山あり。傳へて館址なりと稱す。越えて十年

今を距る三卿志成るを悦ひ爲に材を鳩め匠を聚め本殿
百十九年及ひ拜殿を新にし以て永規とせられたり是歳八月
二十日社領二十五石を賣して前田氏の祈願所に定
め神主土師氏に扶持高七石五斗社僧成喜遍照の二
坊に寺領二十石を賜はりたり。三州志能登名跡志高徳公
判物社寺由來書菅原舊記慶長十
年今を距る二六月利常卿封を襲き本社に詣て幣帛を捧
けて之を告く是時大燈籠一組を納められたり。菅原舊記
羽咋郡地
燈籠今存す正保二年今を距る二
百五十六年六月綱紀卿封を襲き

亦本社に詣て之を告げ祠殿を修め名劍一振を納
められたり。菅原劍今存す元祿元年今を距る二
百十三年定期大祭を
執行するに際り羽咋鹿島二郡十一組の里正巨鐘を
鑄て之を納め文化十四年今を距る八十四年復た定期大祭を執行
するに際り地方の里正は大鏡を造りて之を納め今
共に存す蓋し地方の總社たるに由りてなり嘉永二
年今を距る五十二年復た定期大祭を執行するに際り藩主前田氏
特に越中高岡町奉行履謙をして祀事に預からしむ

是時京都の公卿和歌を詠献せり。本社は例三十三年
と期して大祭を執行し、儀式の莊嚴は地方罕に觀る
處とす。且つ大祭には必ず開扉して庶人の拜覽を許
し、左官の後裔西願氏毎に開扉の式に列なる。又大祭
には藩の大夫命を承て代参し、近郷の里正擧げて祀
事に干與し、領内の庶民來り詣て而して大祭の掲標
を金澤の淺野川橋畔富山の神通川橋畔並に能登の
七尾小丸山に樹つ。皆異例なり。當時前田氏社領を付

し、祠殿の營葺は悉く藩費を以る。祭秩隆實供給周到
なりしも、廢藩の時に至りて歎みぬ。是時官命して舊
稱に復せしむ。因りて菅原神社と號せり。明治十二年
今を距る二十三年九月二日格を郷社に昇されたり。加列時に規模漸
く衰へ舊觀を損ふこと少からず。氏子暨ひ信徒等之
を慨し、且つ其社格の卑さを憾み、心力を神事の恢弘
に用ゐ、祠殿を營繕し、社地を修理し、基本の資を作り、
維持の法を定め、昇格を官に請ふこと殊に切なり。三

十四年即ち三月九日格遂に縣社に昇れり之を本社の縁起となす。

菅原社業記

什寶

- 一、縁起書 壹軸
此縁起書は著者年月并に詳ならず
- 一、軸物 壹卷
此軸物は菅公の自筆にして絹地墨畫なり其年月詳ならず
- 一、軸物 壹卷
此軸物は前田利家卿の自畫像にして絹地墨畫なり天正十年八月の作に係る
- 一、舊記傳書 壹綴
此舊記傳書は年月詳ならず
- 一、舊藩主前田家御印物 十七通
九

此御印物は皆天正中賜ふ所に係る

一、神

壹 劔 振

此神劔は作者年月并に詳
からず但舊藩主前田綱紀
卿の寄附に係れり

前田利家卿使用の両面硯

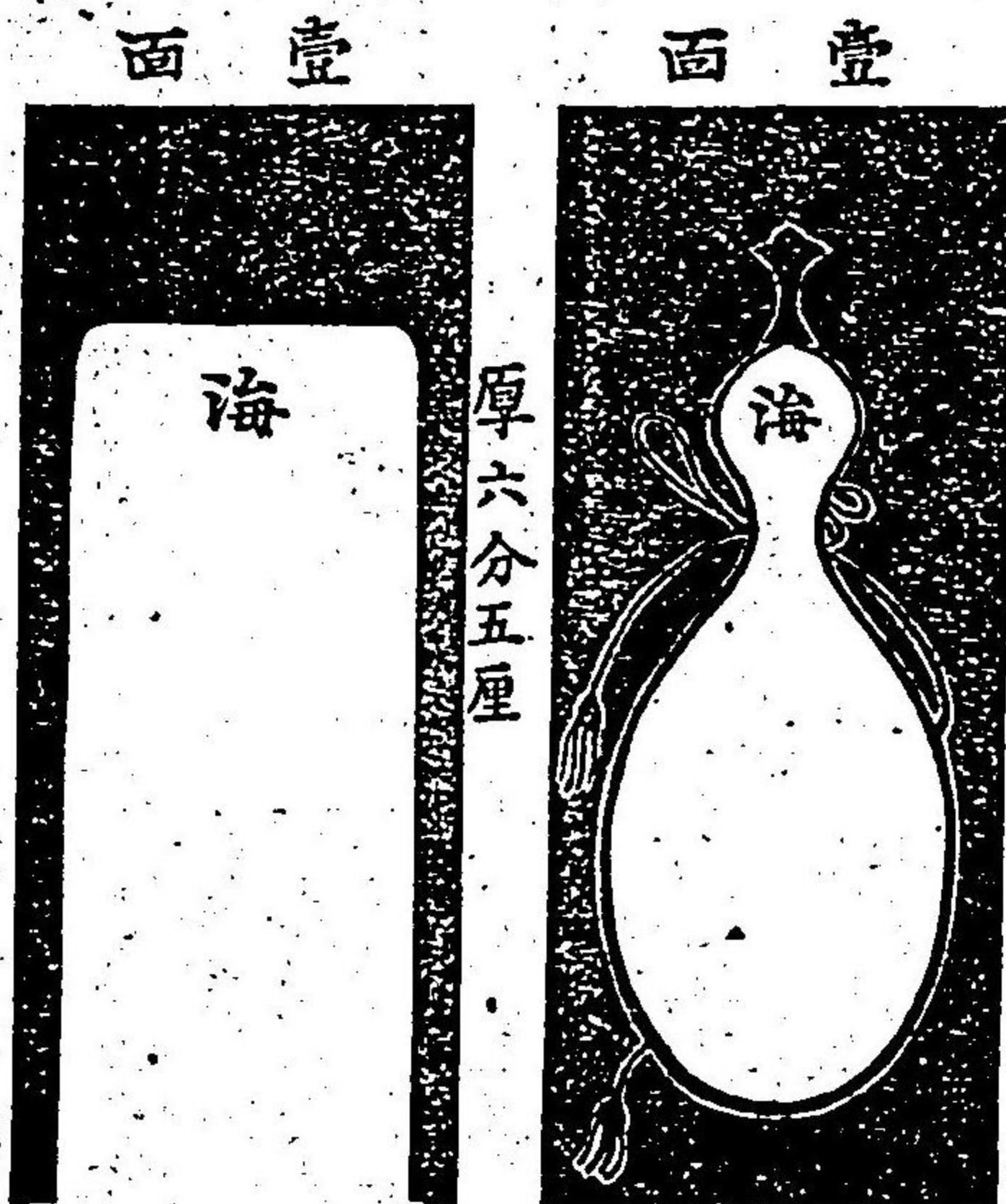
堅七寸五分

一、古

壹 硯 面

此古硯は両面硯なり前田
利家卿が嘗て我菅原に居
館せられたる頃用ゐられ
たるものにして天正十年
八月卿の寄附に係る下に
圖せるは是あり

一、觀 世音菩薩大像 壹 體



一、野 見 宿禰 像 壹 體

此像は菅原天滿宮本地佛にして作者年月并に詳ならず

一、菅 公 木 像 三 體

此像は作者年月并に詳ならず

一、武 甕 槌 命 像 壹 體

此像は作者年月并に詳ならず

一、應 神 天 皇 像 壹 體

此像は作者年月并に詳ならず

一、金 剛 界 大 日 如 來 木 像 壹 體

此像は作者年月并に詳ならず

一、釋 迦 佛 像 壹 體

此像は行基菩薩の作に係る其年月詳ならず

一、木 像 佛 體 十 五 體

此像は作者年月并に詳ならず

子集了 受素

大彦前也

松と梅

一、猿 田 彦 面 壹 面

此面は大坂同行の寄附に係る作者年月并に詳ならず

一、開 帳 札 貳 枚

此建札は一は元禄元年開扉大祭のもの一は嘉永二年開扉大祭のものに係る

一、長 刀 壹 振

此長刀は作者年月并に詳ならず

一、古 歌 短 冊 十 九 枚

此短冊は京都公卿等よりの寄附に係る載せて別に在り

一、大 鐘 壹 個

此鐘は作者年月並に詳ならず

一、兜 壹 個

此兜は作者年月並に詳ならず

文書

(考據摘録七之抄)

天正十年八月二十日

能州羽咋郡菅原天神に社領御寄附之事

寺社來歴

御寄進狀寫

菅原繩打之内ヲ以テ五拾俵天神爲修理米令寄進候同四拾俵成喜坊遍照坊に令扶助候田地有坪ハ寺前櫻町福屋堂之前也仍如件

天正十八月廿日

利家御印

成喜坊
遍照坊

寺社來歴

菅原天神由來書

高德院様能州御下向菅原寺へ被爲成御着座天神ハ御氏神ニ付此所被爲成御宿候間於神前御誓祈可仕旨御意ニテ七尾に御發足彼地御在陣之内 高德院様御年筮並御利運之日限考可申旨被仰下則考申上候得者御機嫌能天神社頭二十五石兩

坊主貳拾石被成下御印頂戴仕候其後遍照坊弟子十二三之小僧 高德院様御夢想
ト覺

まもれ國月の光りも清き哉

此旨達御聽御夢想開被仰付御懷紙上申候又越中御在陣之内

菅原の里菅原神社に年々よきとて
昌三郎

いそりきほかりありそす賀を
神のみいしを代毛か

國くに榮ふる梅の若枝哉
是又御夢想開被仰付候

(菅君雜錄一)

天正十年

此年八月廿日能州菅原天神堂爲修葺料五拾俵ノ地御寄附並ニ社僧成喜坊遍照坊
へ田地ヲ被下

菅原繩打之内ヲ以テ五拾俵天神爲修理米令寄進候四拾俵成喜坊遍照坊へ令扶
助候田地有坪者寺前櫻町稀屋堂之前也仍如件
天正十 八月廿日 利 家 御 印
成 喜 坊 遍 照 坊

菅原繩打之内ヲ以テ五拾俵天神爲修理米令寄進候四拾俵成喜坊遍照坊へ令扶
助候田地有坪者寺前櫻町稀屋堂之前也仍如件
天正十 八月廿日 利 家 御 印
成 喜 坊 遍 照 坊

〔寺社領御印物留〕

當社天神領貳拾五石並兩坊ハ貳拾石合四拾五石ハ天正十年八月廿日 利家様之
御印ニテ頂戴仕罷在候處就中寛文元年 御上ハ可指上之旨被仰渡即御印物指
上置候其後米御下ケ無御坐候得共御印物舊記留御坐候ニ付別紙寫上之申候以上
成 三 月 能州菅原 成 喜 坊 印 遍 照 坊 印

明 生 院
波 着 寺

(北澤秘鑑廿卷ノ抄)

羽咋郡菅原村天満宮社僧

一 廿 石 成 喜 坊 印 遍 照 坊 印

外五拾俵修理料兩社僧へ被渡置

明治三年三月開理書ノ抄

草高

一拾石

全

一廿五石

菅原村

菅野直人

右社修葺料

寄進

所領壹處事

在能登國羽咋郡內菅原保田數伍拾町

見作貳拾丁

荒野參拾丁

右保限永代寄進北野天滿天神之狀如件仰其旨趣者先年依有國所望參籠當社通夜之處無常燈空送暗漏爰基賴過寺僧問子細僧答云往年以備前國菅原鄉社宛置御燈油斷而年度相當自然懈怠不致其勤仍近年已斷絕偏送暗漏云々其時祈念申事成就者早擇膏腴之地可寄進之心中祈願之後不歷幾程補任當國其後無便宜之所自然忘却歷一兩年之間今有夢想之告仍驚怖相尋全所之處住人私行依難弁儕年々未進以

往古之私領永寄基賴予爰見此保號殊以得其便誠可謂神之納受然者相副往人寄文本券等付式部大輔菅原在長朝臣永寄進畢以此保所望宛寺僧六口之供米長日奉轉讀法華經三部壽命經六十卷觀世音經六十卷仁王般若經七坐奉祈

菅公子年

重正

菅原直人

聖朝安穩太上天皇御寶算增長兼又可全祈諸國更泰平長久之由若世及澆季倒人此保於國術之輩早被天滿天神之冥罰忽停止國務長斷二世之宿望可已子孫者為後代

之證文寄進如件敬白

天永元年十月 日

正五位下行能登守藤原朝臣基頼

敬白

修理米寄進狀寫

菅原繩打之内を以五拾俵天神爲修理米令寄進候同四拾俵成喜坊遍照坊エ令扶助候田地有坪者寺前櫻町福屋堂のまへ也依如件

天正十

八月廿日

利家

成喜坊
遍照坊

藏米夜番達狀寫

當處之藏に米有之間寺家門前一人宛出し藏奉行の者に相談夜番可申付者也

天正十一
十二月二十五日

利家
御判

菅原寺家中

高 菅原天神領出分之事

一貳拾五石

菅原村

免四ツ四步

拾壹石

定納

八斗八升

口米

定納口米

拾壹石八斗八升

拾五匁四分

春秋夫銀



二分六厘
右高並免付之通與方代官被申渡各可被支配旨被仰出所如件

承應三年八月七日御印

吉物銀
奥村因幡
小幡宮内
長九郎左衛門
津田玄蕃

岡島市郎兵衛殿
葛卷藏人殿

右書出寫之面破損爲修理料此度各裁許被仰付候條當暮ヨリ被致收納天神堂於破損可被加修理候若年々拂殘銀有之者兩人相封々付置自用ニ被仕間敷候紙而免付相違ニ付而物成付茂違有之間三ツ三步八厘之免相を以可有收納候以上
万治三年六月二十一日

笹原織部華押
茨木右衛門華押
横山式部華押

能州羽喰郡菅原
成喜坊
遍照坊

天滿宮開帳達狀寫

能州菅原天滿宮文化十四年令開帳今年三十三年相當候依之來ル八月朔日ヨリ同十四日迄二七日之間致開帳度旨成喜坊等願書付年寄中ハ相達候處願之通可申渡旨ニ候條右日數令開帳朝六時ヨリ門ヲ開晚七時半相仕夜中參詣人可爲無用候尤モ諸支作法火之要心堅可被申渡候以上

嘉永二年

二月二十八日

伊藤主馬印
篠原監物印
前田内藏助印

波着寺

未社春日明神臨時神事狀寫

菅原天滿宮未社春日明神臨時之神事相願致執行候處御法事等遠慮に付指止其後日數不足分願書則承届致候執行然處右遠慮打重リ心外致長逗留不時入用茂相掛リ其上神前莊嚴等損致迷惑候間當二十五日ヨリ來月二日迄今一七日之日延神事致執行度重而願之趣格別ヲ以テ承届候條縮方等最前申渡候紙面之通可被申渡候事

午六月

朱印

天滿宮未社春日明神臨時開帳ニ付達書寫

能州菅原天神社内別殿ニ利家様御影成喜坊遍照坊奉安置候然ル處當年三月貳百回御忌御相當ニ付去春引上如先規 御遠忌之法會且御祈禱等相勸候右社頭莊嚴等及大破並兩日坊及破損候ニ付其御願之筋モ御時節柄恐入兩坊才覺取計ヲ以指掛リ申所々加修覆候右入用辨方引當無之令難澁候依之天滿宮未社春日明神臨時之祭禮當六月朔日ヨリ日數三十五日於卯辰爰染院致執行參詣人之助力ヲ以右入用方相辨度旨願書付年寄中ハ茂相達格別之趣ニ付右日數之内二七日承届候條致執行朝六時ヨリ門ヲひらき晚七半時仕廻夜中者參詣人可爲無用候尤諸支作法宜

火之要心堅可被申渡候以上

戊午五月

波 若 寺

前田内藏太 朱印

神佛混淆廢止ニ付達狀寫

菅原天満宮社僧

成 喜 坊

遍 照 坊

右天満宮之儀年古社頭ニ而 御元祖御祈願所ニ被仰付社堂爲修覆料貳拾五石御寄附兩社僧拾石宛被下置自分ニ修理仕來候處今般大政御一新神佛混淆御廢止ニ付兩寺共神勤可申渡等ニ候得共 御元祖様御影御廟御供養向等并且務方指支可有之儀ニ付成喜坊義復飾神勤申渡遍照坊義ニ社僧之名目指除是迄之通僧業ニ而御供養方而已申渡候尤修理料等ニ在來之通被仰付候且又成喜坊安置之 御元祖様御影ニ遍照坊ニ御遷座可有之候 己三月廿日

萬子皆以真臣心貫一被被
慶果明鑑修慶見充亨浩
海一時厄崇祠子在崇中宇
化邦只多武不統年

菅公子年祭謹啟部祈表

景作

原山良尊



波着寺

犬千代抱瘡祈禱狀寫

今度犬千代様御抱瘡付能州菅原寺御祈禱執行御禮當

御城へ被指上候付今枝民部殿迄書記指上申處ニ入 御披見御機嫌ニ被思召之旨
民部殿ヨリ申來候右之通可被仰入候爲其如斯候恐惶謹言

葛卷藏 人花押

四月廿七日

岡島一郎兵衛花押

波着寺
御房中

攝社

當社の攝社を白山神社といふ、亦菅原に在り、初め白太夫を祀り、今は菊理比咩命を祀る、土俗唱へてハセの宮といふ、蓋しハセは土師の轉訛あらん、当社元と野見宿禰を祀れるに由りてか、白太夫は伊勢外宮の祠官にして度會春彦といふ、幼より菅公の寵眷を被むり、齡七十、太宰府に抵りて仕へぬ、

舊社坊

當社の社坊初め三十有六、而して今存するもの僅に三、曰く遍照坊、曰く喜成坊、曰く明尊寺

遍照坊は菅原に在り、眞言宗に於て
 本尊は十一面觀世音なり、紀伊高野
 山本山金剛峯寺末とす、記傳に據
 るに、天徳四年京都北野より菅公を
 轉祀するに當り、本坊の義祖は成喜
 坊の義祖と相俱に供奉して菅原に來
 り、永く菅原天満宮に奉仕し、明治
 二年神佛混淆を廢せらるゝ時、命し
 て依然僧業たらしめられたりと、
 成喜遍は菅原に在り、明治二年神佛
 混淆を廢せられたる時、命に由り復

神海の

及鼻

うき

梅乃毛

あ



壬寅と書下
 及公千年来美沐敬作此图以法
 神靈冥鑑 金陽大島迪



飾して神職となり、姓を菅野名を大學と改めたり、今の本社社堂菅野氏は其子あり、記傳に據るに、天徳四年京都北野より菅公を轉祀するに當り、本坊の義祖は遍照坊の義祖と相供に供奉して菅原に來り、永く此地の天満宮に奉仕せりと、明專寺は菅原に在り、眞宗本願寺派にして本尊は阿彌陀佛なり、山城京都本山本願寺末となす、其初め詳ならずと雖も、舊と明專坊と稱し、菅原天満宮社僧の一ありしといふ、寺記に據るに、往々に赤松滿祐將軍足利義教を弑するや、其子政則死を免れ、既にして家を興し、其子安政を明專坊の弟子となす、乃ち名を改めて道宗と號し、遂に社僧三十六坊の座主職阿闍梨となり、文明三年越前吉崎に適きて本願寺主僧蓮如に謁し、終に眞宗又歸して明專寺と改號せりとといふ、

献 詠

嘉永二年菅原神社定期大祭と執行し京都の公卿等和歌と献詠せり則ち左に録す

断 月

廣幡正二位大納言基豐

われのみか千里をかけて照月に

あへてこゝろをうつす秋の夜

遠 村 梅

同

行てみむこゝろを汲て春風の

よきこす遠の梅の一むら

月 前 遠 情

清水谷右中將公正

みるうちにすまも明石もうかふ哉

月のひかりや千里あるらむ

庭 梅

同

淺緑もゆる小さの朝しめり

桃源といふ梅を賞して

四條中納言隆生

此花はよのつねあらぬ仙人の

もよかあらぬか梅かよそする

湖 月 同

にはの海底まですめる月影に

波のよるく 數そみえける

雨 中 梅 三室戸大納言能光

春雨の枝にそよきて夕まくれ

花の甲もにはよふ梅かよ

庭 月 同

まきあくるみすのみきりに影はれて

くまなくてらす月の 眞砂地

山 月 生源寺從三位宿禰希烈

老か影うつるもやさし此秋も

かよみの山の月にむかひて

梅 同

みし夢のおもかけさへもかをりけり

朧月よのうめのしたみち

梅 藤波從三位祭主敬忠

軒ちかさ立枝の梅や開らむ

けさふく風の香に匂ひつゝ

月 同

久方のあまてる月の清ければ

うち見るさへや心すむらん

梅 小倉上四位侍從輔季

たか袖をもしし情の色とてや

紅ひふかき里の梅か香

月 同

深みどり五百枝さしそふ山松に

梅

あまりてかゝる春の夕月

甘露寺右大辨宰相愛長

鶯のやどりのみはうつし植て

月

はるをたのまむ軒の梅かゝ

同

雲もさく思ふ事なく月みれば

梅

こゝろの水もにこらさらまし

白川從四位神祇伯資敬王

一入のいろこそまされ春かすみ

梅

たきひくかけにさける梅か枝

高岡町奉行履謙

東風ふかはよそなるそても白ふかき

月

あろしまふけのうめの花垣

同

菅はらの田井のまし水ましるなる

かけ汲わけて天濟る月

位置

當社は能登國羽咋郡南邑知村字
菅原に在り、菅原は羽咋郡の南方
に在て七尾金澤間の縣道に方り、
七尾東往還飯山、子浦の間に介在
す、七尾を距ること西南七里、羽
咋を距ること東南一里餘、金澤を
距ること東北十里十餘町、飯山は
此地の東北一里に在り、子浦は此
地の西南八町に在り、七尾鐵道に

里

六とさるに

神さる

人さる

まさる

菅原の

里

頼りて此に抵らんには、七尾の方よりせば羽咋驛にて下るへく、金澤の方よりせば敷浪驛又は羽咋驛にて下るへし、孰れも此地へは約一里にして道路平坦車を通す、

社地

當社は菅原の邑中に在りて西南に面し、前方及び左右に人家あり、社地は稍高燥にして前は石牆高く築き、其中央に石階を造り、階下に木華表を樹つ、又石牆の一隅に神地あり、常に清冽の水を泄ち、階を登れば地域廣濶、喬松階を夾みて篠ぞ、茂樹翠枝蔭を交ち、更に石牆を築きて階を設け、階を登れば社殿儼在す、殿前

に古梅あり、老幹密枝花時紅燃也、社殿の後方は山腹數仞鏤して壁立し、山上には古松老樗鬱然として天日を遮る、殿の傍に神庫あり、庫の下方に社務所あり、境内には梅林あり、燈籠處々に立つ、眞に居然ある靈區なり、因に記す、境内の廣約四百九十五坪、宛も六角形を成す、



附 録

野見宿禰事蹟

野見宿禰は出雲の人あり、天穗日命十四世の孫、勇を以て聞ゆ、垂仁の朝當麻邑に當麻蹶速といふ者あり、勇悍多力、能く角を毀ち鉤を申ふ、恒に衆に語りて曰く、世間豈に余が力に敵する者あらんや、願くは一の強力者と死を以て勝負を決せんと、帝之を聞き、群臣に問ひて曰く當麻蹶速は天下の勇士なり、當世能く之に敵する者ある乎と、或人野見宿禰を薦む、帝即日使を遣して之を召す、野見至る、乃ち角力を命す、各足を舉げて相蹶る、野見敵の助骨及び腰を踏つて之を折る、蹶速終に死す、乃ち蹶速の地を以て悉く野見に賜ふ、是に由りて其邑に腰折田あり


 角而勝餘技平一士偶殉
 誠在矣於戲德厚則愆
 六之各與青史况彼後裔
 莫不痛於千載廟祀

春卷尾書角故題



り、野見留りて朝廷に仕ふ、三十二年皇后日葉酢姫崩す、葬むること日あり、是より先き帝殉死を禁す、此に至り群臣をして皇后の葬儀を議せしむ、野見進みて曰く、凡そ陵墓に生かから人を埋むるは誠に不仁にして後世に示す所以に非ざるあり、臣願くは便宜を以て事に従はんと、乃ち出雲の土部百人を召し、自ら之を督し、埴を以て人馬及び諸物を作り、朝に献して曰く、今より以後之を以て生人に易へ、陵墓を樹て、以て後世の法とせんと、帝之を嘉し、其土物を以て皇后の陵を樹つ、因て土物を號して埴輪となし、又立物と名つけ、詔を下して以て永制となし、厚く野見を賞し、陶地を賜ひ土部職に任じ、姓を土部臣と改む、是より土部連世々相承けて大喪を司る、

菅原道真公事蹟

菅原道真公字は三、幼名は阿呼、參議是善の第三子にあて、母は大伴氏、承和十二年六月二十五日を以て生る、菅原家の初めを古人といふ、野見宿禰十五世の孫なり、公幼にして穎悟、甫めて十一歳、是善島田忠臣をして詩を試みしむ、公即ち賦して曰く、月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨と、是善嘆賞す、貞觀中文章生に擧げられ、得業生となり、下野權椽を授けらる、公一日都良香を訪ふ、會々良香射を講ず、良香以爲らく、彼は儒生、未だ嘗て弓を操らじと、試に弓矢を授く、公一發即ち中る、觀る者驚服す、對策して及第し、立蕃頭となり、少内記に任せらる、既にして母愛に丁りて罷ひ、十六年從五位下を

嗚呼管公天寶生德起自翰林陞補袞
職民人具瞻奮不顧身獻可替否綱紀
方振醜彼鬼蜮人間投隙命也如何卒
遭困厄生死護國神靈益隆廟食千歲
嗚呼管公

管公畫像贊 函峯村上珍休拜稿



授けられ、兵部民部少輔を歴て、元慶中式部少輔に遷り、文章博士を兼ね、詔して後漢書を講せしむ、從五位上に進む、七年加賀權守を兼ね、渤海聘使斐頰來る、道真を以て權に治部大輔の事を行ひ、島田忠臣と之に接伴せしむ、仁和中讃岐守に遷り、正五位下に叙せられ、寛平三年入りて藏人頭となる、上表して辭す、許されず、再び式部少輔兼左中辨となる、又上表して藏頭を解かんことを請ふ、許されず、四年從五位下に叙せられ、左京大夫を兼ね、五年參議式部大輔左大辨勘解由長官となり、俄かに春宮亮を兼ね、時に春宮は毎事省略し、學士二員闕けて補はず、公をして執經に任せしむ、公兩職繁劇なるを以て、藤原菅根を擧げて執經に代らしむ、明年公を以て遣唐使となす、時に僧中權唐に在りて告ぐるに其冠亂を以てす、竟に行を果さず、是の歲公年五十、門人宴を設けて之を賀す、一老父あり、賀章及び沙金を案上に置き、顧みずして去る、衆見て之を怪む、其文に

曰く、傳へ聞く、菅家の門客共に知命の年を賀すと、僕亦嘗て恩義を被むれることあり、金は以て中誠の輕からざるを表し、沙は以て上壽の涯なきを祈る云々と、七年近江守を兼ね、中納言を拜し、從三位に叙せられ、春宮權大夫を兼ね、八年勅を奉して左右獄の囚徒を録す、平反する所多し、民部卿を兼ね、官故の如し、九年權大納言に進み、右近衛大將を兼ね、氏長者とある、帝嘗て遊獵す、公諫めて之を止む、事に隨つて獻替し、匡弼する所多し、帝の東宮を立つる、獨り公と議を定む、後二年位を遷らんと欲す、公其不可を極諫す、後帝又諭すに前志を以てす、公之を贊成す、既にして外議紛々、事殆ど廢む、公奏して曰く、大事は再舉せず、事留らば則ち變生せんと、帝之を嘉し、遂に位を東宮に傳ふ、是を醜翻帝となす、詔して藤原時平と萬機を參決せしむ、上皇禪讓の事は公の贊成に由るを以て、醜翻帝を戒めて特に之を重んせしむ、正三位に叙せられ、中宮太夫を兼

昌泰二年藤原時平左大臣とあり、公右大臣となる、大將は故の如し、上表し

ふ代り香紙

居中

ふよすりし

神乃う米

て辭す、許されす 寵春日に隆く、毎に禁中の内宴に預る、三年帝朱雀院に朝し、

密かに法皇と議す、以爲らく左右大臣並びに朝政を兼りて統一する所なければ不便なりと、因て公を召し諭して曰く、天下の政は卿宜く専ら之を奏決すへしと、公固辭して受けず、且つ奏して曰く、既に臣を召す、事なくんは人必ず之を恠まんと、遂に春生三柳眼中一の詩を賦して之を献す、帝及法皇各御衣を賜ひて罷む、尋て上表して大將を罷めんことを請ふ、許されす、帝風々神泉苑に幸し、乾臨閣に宴す、近衛次將を以て別當と爲さんとす、公諫めて之を止む、公翰林に起りて法皇に遭遇し、不次登庸せられて位將相を極む、治體に熟練し、裁決流るゝ如く、紀綱振肅し、人風采を想ふ、時平常に寵任己に勝るを嫉む、其の密諭あるを聞くに及びて彌々悦はす、時に源光、藤原定國資望素より高し、而して二人位公の下に在り、居常怏々たり、菅根亦公を憾む、時平交結し、力を戮せて排陥し、讒毀日に至る、時平密奏す、道眞異圖あり、陛下を廢して齊世親王を立て、身國權

を専にせんと欲すと、公の女は親王に滴す、時平蓋し是を以て之を助す、帝春秋
 に富みて在位日猶は淺し、遂に之に惑ふ、延喜元年正月從二位に叙せられ、俄
 かに太宰権帥に貶せらる、責るに廢立を行はんと欲するを以てす、公愛問自ら白
 す能はず、和歌を以て法皇に哀訴す、法皇帝に面語して之を申救せんと欲す、菅
 根遏めて通せず、諸陣警固し、衛士等肯て榻を下らず、法皇終日陣外に坐す、竟
 に入るを得ずして還る、公に男女二十三人あり、皆貶黜せられて各々其處を異に
 す、唯小男小女は隨行を許さる、公梅を愛す、發するに臨みて花適々開く、和
 歌を詠して懷を叙ふ、其歌に曰く、「東風吹かは香ひおこせよ梅の花あるじなしと
 て春なわすれそ」人之を憫む、太宰府に至り、門を閉ちて出せず、文墨に託して
 自ら遣る、後朝廷使を宇佐に遣し、太宰府を過ぎて其の舉動を察せしむ、使者歸
 り奏す、道眞言ふ、我實に意なし、善朝臣の爲に誣誤せらるると、且つ法皇承和の故

梅の花
 千代に
 梅の花

玉滿祥自
 重祿基
 梨崎中
 永与梅老
 松

事に遵ふの旨ありて終に此に至るのみと、蓋し當時議者經奏す、源善道真に勸めて非舉を圖らしむと、故に使者を諷して之を證成す、初め其讚岐に守たるや、前守藤原保則豫め其終を全する能はざるを料る、相位に居るに及びて、文章博士三善清行亦權寵を避けんことを勸む、公従はず、是に至りて遂に讒を以て廢せらる、三年三月貶所に薨す、年五十九、筑前安樂寺に葬る、公文章を善くし、最も詩に長す、仁和中阿波守平某が阿西の莊に遊ひて二十題を賦す、食頃にして成る、文は點を加へず、昌泰中敕を奉して著す所の詩文を纂め、十二卷とす、今所謂菅家文章是なり、太宰府に在るに及びて其所著を輯録し、紀長谷雄に遺る、菅家後集是なり、嘗て諸儒と勅を奉して三代實錄五十卷を修す、又詔を奉して舊史を分類し、名つけて類聚國史といふ、凡二百卷、公薨する後、時平菅根相繼て歿し、京師數々災あり、文献太子暴に薨す、世以て其の崇となす、帝悔悟す、

延長元年本官を追復し、正二位を贈り、左遷の宣旨及び外記文書の凡そ公の事に關する者は皆之を焚かしむ、故に世其詳なるを知る能はず、一條帝の正曆四年左大臣正一位を贈られ、尋で太政大臣を贈らる、初め天曆中民間に祠を京都北野に建て、公の靈を祭り、稱して天滿天神といふ、爾後貴賤となく、益々之を崇奉す、朝廷も亦八月四日を以て祭禮を設け、二十二社の數に入る、寛弘元年始めて北野に行幸す、是より歷朝相承けて奉幣絶えず、世に聖廟と稱す、至る所社を建て像を畫して祭る、

前田利家卿事蹟

前田利家卿姓は菅原氏、發祖は實に贈太政大臣道真公なり、延喜元年公筑紫に貶せられ、三年薨す、子孫九國に在るもの前田を以て氏とす、後ち族人東して尾張愛知郡荒子に遷るものあり、其五世を利昌藏人と稱す、利昌に六子あり、卿は其四子なり、小字は犬千代、更に孫四郎と稱す、人となり豪邁にして沈毅寡言、織田信長に仕へ、年十四歳、初めて軍に従ひて首級を獲、弘治二年信長に従ひて其弟信行を伐つ、信行の土宮井某卿の右眼を射る、卿矢を抽くに及ばずして騎を下り、槍を把りて某を刺し、首を持って信長に獻す、信長之を壯とし、命して秩三百石を賜ふ、永祿三年五月信長に屬して今川義元と桶狭間に戦ひ、手から三人

高見

とくは作らぬや
 うまはかたも
 けのこゝろ

を斬り、首を獲て献す、四年五月森部の役、先登して首二級を獲て献す、信長之を賞し命じて赤母衣を授く、十一年九月信長命じて兄利久の後を嗣かしめ、更に又左衛門と稱す、元龜元年大坂を攻む、諸將皆敗る、卿單騎奮闘して數十人を殲す、敵衆辟易す、則ち祿一萬石を増す、天正元年八月信長に従ひて朝倉義景を攻め、俱に越前を平治し、府中の地三萬三千石を卿に賜ふ、八年六月能越二州を徇へ、九年復た柴田勝家に従ひて越中を徇へ、始めて將員に列し、魚津を攻めて殊功あり、八月信長能登を以て卿を封す、十年信長弒に遇ふ、能登の温井三宅の徒亂を作し、石動山天平寺の僧徒黨して加賀を窺ふ、卿寺を燬きて温井等皆亡ふ、十一年柴田勝家豊臣秀吉權を争ひて相攻む、卿義兵を擁して勝家を助く、勝家の將佐久間盛政賊ヶ嶽に敗るゝに及び、卿先づ府中城に還る、勝家尋て至る、勢窮し食渴さ、飢て歩行すること能はず、卿之を饌し又馬を予ふ、勝家別るに臨みて

曰く、緩急相棄てず、徳孰れか之より大ならん、足下の秀吉に於ける亦情義薄からず、予を以ての故に繫を生ずる勿れど、秀吉尋て抵る、則ち秀吉に屬す、秀吉遂に加賀を撃ち、石川河北二郡を割きて卿に予ふ、卿初めて御山に治し更に金澤と名づく、五月卿末森城を加能の境に築き、奥村永福をして之を守らしむ、會々越中の佐々成政兵一萬五千を以て來り攻む、城中兵僅に三百、城將永福其妻と士卒を勵まして固守す、然れども力屈し城將に陥らんとす、卿警を聞き、兵三千を潜めて成政の背より出て、大に之を破り、斬獲すること七千餘人、成政狼狽して走る、十三年豊臣秀吉兵數萬を率ゐ、來りて卿を助け、富山城を攻めて成政を降す、初め秀吉羽柴氏を稱し官筑前守たり、是に於て秀吉氏官を併せて之を卿に讓る、十八年世子利長と相摸、上野、武藏に轉戦して軍功あり、八王子の役卿屠りて首二百七十級を斬る、小田原亦陥るに及び、地を略して陸奥に至る、文祿中

朝鮮の役起る、卿秀吉に従ひて肥前に在り、卿諸將中にありて最も智勇の名あり、秀吉伏見に歸るに及び、卿代りて軍事を統ふ、三年四月權中納言に任せらる、五月之を辭す、慶長中權大納言に陞り、從二位に叙せらる、幾もなくして之を辭す、秀吉疾篤し、令して朝鮮の軍を撤せしむ、而して意、敵の追尾を憚かり、乃ち曰く徳川前田其一人を遣るを得ば、虜兵百萬ありと雖も敢て懼るゝに足らずと、竟に嗣子秀頼

菅原
頼
根
國子に
B

を以て卿に囑し、然る後に薨す、是に於て京都流言す、朝鮮明兵と大擧して我歸軍を要すと、家康曰く予應に海を涉りて軍を収むへしと、時に卿疾に寢す、之を聞て曰く、徳川氏一たひ動かは内難必ず作らん、余不肖と雖も太閤の遺命を奉體す、當に疾を興して往くへしと、諸將之を止む、時に石田三成日夜亂を思ひ、密かに卿と家康とを離間す、家康卿を疑ひ、卿の招宴に應せず、卿細川忠興に告げて曰く、吾老いたり、侮を受くる斯の如し、吾且らく國に就かん、復た人事に預らずと、忠興諫めて曰く、明公一たび去らば遺命の重きを奈何せん、世亦必ず公を辱しとせんと、乃ち止む、四年正月卿秀頼を護衛して大坂に徙る、二月疾に興して伏見に如き、家康と舊好を結ぶ、家康禮待甚た厚し、卿泣て囑して曰く、僕歿するの後幸に善く豊臣氏を視よと、家康許諾す、卿又利長利政を以て家康に囑す、三月家康卿の病篤しと聞き、之を大坂に訪ふ、卿大に悦ぶ、閏三月遂に薨す、

年六十二、法名を高徳院殿桃雲淨見
大居士と號す、從二位を贈らる、卿
初め勇武を以て名を著はし、中年以
後に至り、頗る學を好み、名節を
貴び、順逆を重んじ、義祖菅公の流
風を追慕して力を王事に效さんこと
を志さし、其の施爲する所一として
善く皇室に盡すものならざるなく、
其の資望進退は國家の治亂と上下の
安危とに係ること最も大なるものあ
るを知り、唯り忠實を以て自重し、

能登菅原會
梅の香
梅我

藩屏の任武臣の職を盡せり、依りて今茲卿を祀れる尾山神社は、特に別格官幣社
に昇されたり、

能登菅原會

趣意

我菅原神社ハ贈太政大臣菅原道真公ヲ祀リ世ニ菅原天満宮ト唱フ天徳四年菅公ノ
遺臣神託ヲ得テ初メテ我菅原ニ來リ祠シテ京都北野ヨリ轉祀セルモノニ係レリ殊
ニ菅原ハ加賀藩祖前田利家卿菅テ居館ヲ構ヘラレタル地ニシテ史籍之ヲ載ス今ノ
大納言山ハ是ナリトイフ能登菅原會ヲ起スノ要實ニ此ニ起レリ於戲菅公ハ其ノ
徳夙成其ノ材天縱ニシテ經義ニ遠ク詞藻ニ勝ナリ宇多帝之ヲ識リ儒索ヨリ擢シテ
累リニ顯要ニ進メ醍醐帝ニ薦メラテ遂ニ鼎鼐ノ任ニ登シ給ヒ寄托甚々重シ公善ク旨
ヲ體シ塞々トシテ忠誠ヲ抽シ勢ヲ植テ力ヲ蓄ヘ以テ閥閱ノ積威ヲ抑ヘラレ綱紀漸
ク張リ天下翕然トシテ一ニ重望ヲ繫ク時ニ群儉厲階ヲ構ヘ謏惡醜釀シテ公終ニ邊

陸ニ貶謫セラレ給フ蒼波路遠ク白霧山深シ公謹厚自ラ持シテ毫モ怨嗟セス第タ皇
恩ノ報セサルヲ悲ミ吟哦志ヲ言ヒ給ヒ一朝屬瀆シテ終天ノ冤遂ニ雪カス舉世痛
哭シテ宛カモ怙恃ヲ失フカ如シ而シテ後ノ妖異殃孽ハ蓋シ皆天譴ニ出テ不淑ノ徒
ハ寅畏シテ息ヲ歛メ皇基ハ之ニ依テ長ヘニ固ク國祚ハ之ニ頼リテ永ク隆ナリ公ノ
德ハ天地ニ窮マリ續ハ萬古ニ亘リ太史ハ之ヲ藏シ桓珉ハ之ヲ勒シ百世廟食シテ崇
祀衰フルコトナシ後人其レ深ク懷ハサルヘケンヤ且ツ夫レ前田氏ハ實ニ菅公ノ遙
肖ナリ奕世久シク微ニシテ側陋ニ混ス獨リ利家卿ハ天姿英偉ニシテ勇武倫ヲ絶チ
志行純正ニシテ忠烈儔稀レナリ兵馬倥傯ノ際ニ起リ到ル處ニ戡定ノ功ヲ奏セラル
天正八年織田右府卿等ヲ我能登ニ遣ハシテ州事ヲ視セシムルヤ卿來リテ我菅原ニ
館シ恩威併セ行ヒ後子遂ニ能登ヲ領シ復タ加賀越中ヲ并領セラレ深根繁枝蔭翠永
ク垂レテ長ヘニ後昆ヲ庇ヒ驩廣恬熙ノ治ヲ致スコト三百禩ニ及ヘリ即チ其轉燦ノ
基業ハ實ニ我菅原ニ創マレリト謂フヘシ而シテ後人此芳躅ヲ知ラサルモノ多シ慨
クニ堪ユヘケンヤ願フニ卿初ノ我菅原ニ在ラセラル、ヤ我菅原天滿宮ヲ崇メテ氏
神トナシ朝夕親シク詣テ、武運ヲ祈リ厥子厥孫相繼テ供給ヲ裕カニシ祭秩ヲ實ク

サレ地方ニアリテハ實ニ屈指ノ名祠タリ然レトモ維新以降里民ノ力微ニシテ克ク
之ヲ紹グコト能ハス輪奐ノ觀ハ大ニ廢セリ只炬赫ノ氣肅穆ノ容ハ人ヲシテ悚然敬
ヲ起サシムルコト今モ古ニ異ナラス尙ホ曩ニ格縣社ニ列セリ今ニ於テ供給ヲ裕ニ
シ祭秩ヲ實ク尙ホ時ニ修補シテ此名祠ヲ保チ此芳躅ヲ傳フルニ非スンハ未ダ以
テ善ク菅公ノ盛德茂績ヲ傳ヘテ風教ニ資レ藩祖ノ流恩遺澤ヲ紀シテ甘棠ノ情ヲ存
スルモノト謂フヘカラサルナリ矧ヤ其祖菅公ノ祠其孫藩祖ノ蹟三州多シト雖モ
之ヲ一處ニ鍾ムルコト我菅原ノ如キハ復タ他ニ求ムヘカデサルヲヤ今茲菅公ノ薨
ヲ距ルコト一千歲我菅原神社モ亦因リテ其大祠ヲ修ムルニ當リ吾等胥謀リテ能登
菅原會ヲ結成シ以テ事ニ此ニ從ハントス同志ノ士吾等ト偕ニ努メテ斯會ヲ盛域
ニ躋サハ幸孔シ

明治三十五年四月 日

能登菅原會發起人

規約

第一條 本會ハ能登菅原鎮座縣社菅原神社ノ保勝ヲ計リ菅公ノ盛德ヲ普及シ藩祖

ノ遺蹟ヲ紀念スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ノ事務所ハ菅原神社々務所ニ置ク

第三條 本會ノ目的ヲ協賛シテ金品ヲ納メラル、人ヲ會員トス

第四條 本會ノ會員ヲ名譽會員、特別會員、甲種會員、乙種會員ノ四トス

名譽會員 本會ヨリ推薦シタル人又ハ會費金參拾圓以上ヲ納メラレタル人

特別會員 會費金拾圓以上ヲ納メラレタル人

甲種會員 會費金參圓以上ヲ納メラレタル人

乙種會員 會費金壹圓以上ヲ納メラレタル人

第五條 本會ニ翼賛員ヲ置キ金五拾錢以上ヲ納メテ本會ノ事業ヲ援ケラル、人ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 本會ニ名譽會長ヲ置キ本會之ヲ推戴ス

第七條 本會ニ會長一名理事五名會計二名庶務二名ヲ常置シ別ニ評議員二十名ヲ置キ名譽會長之ヲ囑託ス

本會ニ會計監督五名ヲ常置シ理事ヨリ二名評議員ヨリ三名各名譽會長之ヲ囑託

シテ本會ノ會計ヲ監督セシム

第八條 本會ノ事務進行ニ關シ常置役員ノ協議ニ依リ臨時處置スル事アルモノトス

本會ノ事務進行ニ關シ必要ノ細則ヲ設クルコトアルヘシ

第九條 會員ニハ名譽特別甲種乙種ノ各種ニ應シ及翼賛員ニハ紀念品ヲ贈ルモノトス

第十條 本會ニハ會員交名簿冊ヲ備置キ寶物ト同一ノ取扱ヲナシ永久之ヲ保存ス

第十一條 菅原神社例祭ニハ必ス會員交名ヲ神前ニ讀上ケ會員及其家族ノ安寧幸福ヲ祈念ス

附 則

一 能登菅原會員ニシテ菅原神社菅公千年大祭ニ參詣スル時ハ相當ノ待遇ヲ受クルモノトス

一 菅原神社菅公千年大祭ニ對シ金品ヲ寄附セラレタル人ハ別ニ會費ヲ納メスシテ自然ニ能登菅原會員又翼賛員タルモノトス

跋

吾等は我菅原の里に家し善く寧を保ち又能く福を稷怡々として和樂し隣保輯睦して長へに家門の榮を進むることを得るは寔に吾等の産土神なる菅原天滿宮の庇護に頼らざるはなし客歲格縣社に昇り今茲復た祭神菅原の千年大祭を修むることとなり吾等は神徳の優厚なるを懷はれて感謝轉た禁せず由りて首唱して能登菅原會を創め神徳の普及神死の保勝を謀り併せて藩廳高德公の舊蹟を紀念せんことを企て同志の協賛を得て其會を盛域に躋するを得るに至れるは蓋し亦た神徳の致す所なり吾等の子孫儻し敢て或は奉神の道に缺くるものあ

菅原縣
社神
版社藏

明治三十三年七月十四日
刷印

明治三十三年七月十五日
發行

編輯人兼
發行人

縣社菅原神社々務所

右代表者

菅野 誠 知

石川縣羽咋郡南色知村
字菅原五十九番地

印刷人

(金文堂)
澤田 助 太郎

石川縣金澤市廣坂通
三十一番地

(非賣品)

らは吾等の遺憾之より甚きはなし子々孫々望むらくは
吾等の意を體し敬事を忽かにせずして以て父祖の志に
負くなからんことを一言を社誌の末に附して後誠とな
す

氏子惣代

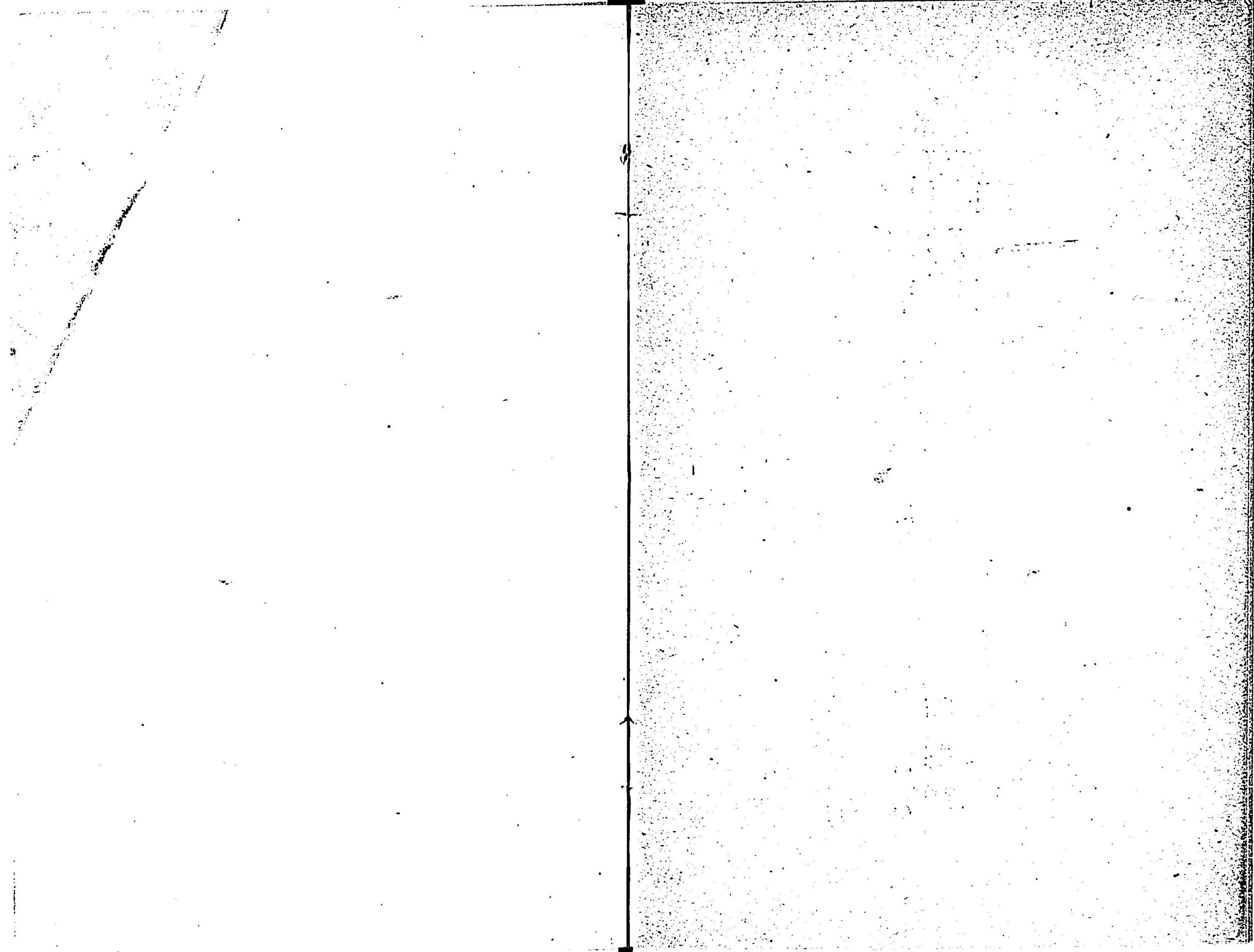
明治三十五年七月

永野 廣 作

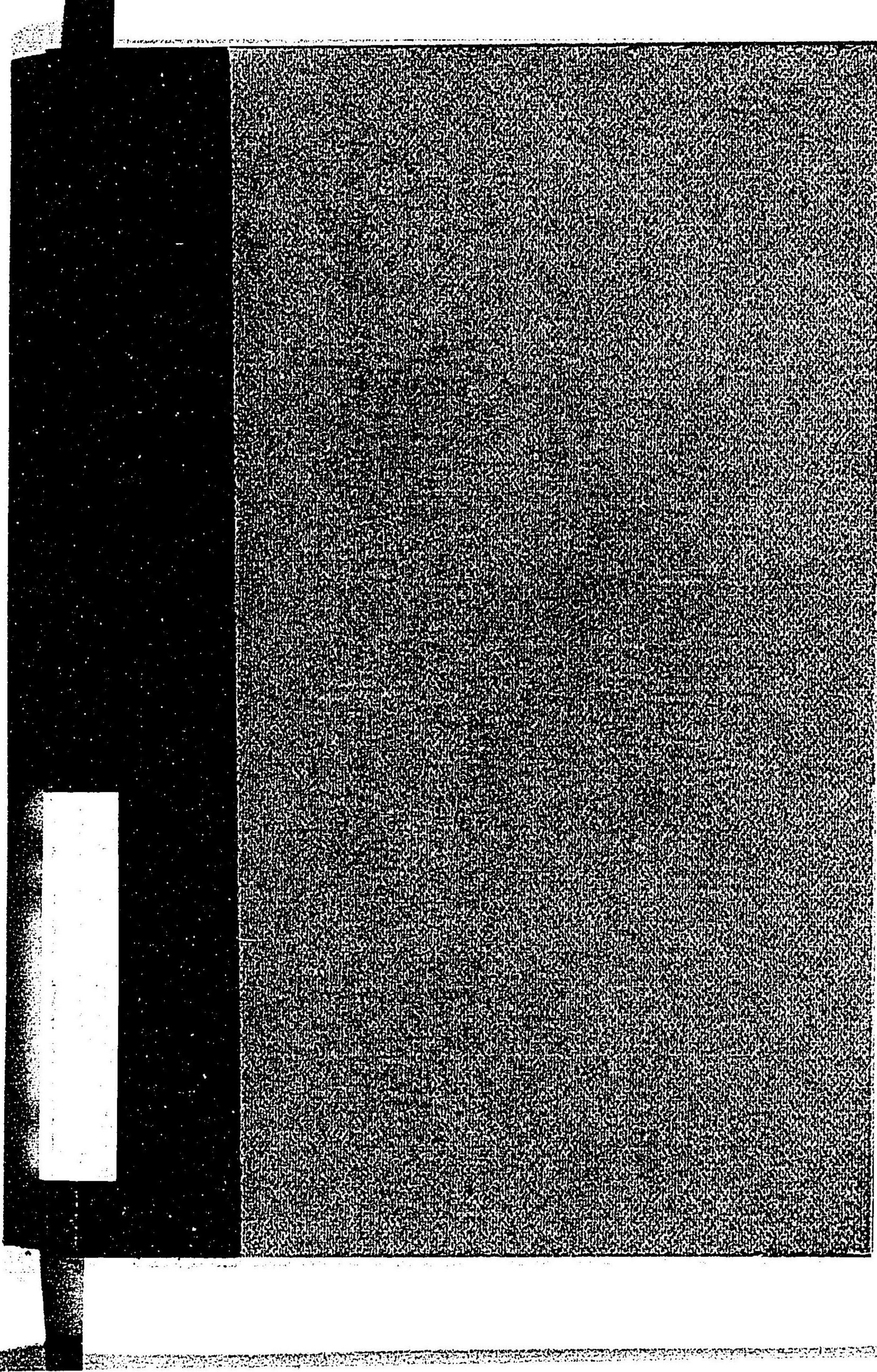
昔農作 左衛門

小笠原 六 英

豊島 豊 作







特47

76

能登菅原神社誌

国立国会図書館

014304-000-4

特47-76

菅原神社誌(能登 県社)

県社菅原神社社務所 / 編

M35

ABB-0647

